

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会 規則第1号	さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月8日
人事委員会 規則第2号	さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月8日
人事委員会 規則第3号	公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年3月14日
人事委員会 規則第4号	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
人事委員会 規則第5号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
人事委員会 規則第6号	さいたま市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日
人事委員会 規則第7号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成31年3月29日

さいたま市人事委員会規則第1号

さいたま市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任用に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選考による採用) 第10条 次に掲げる職への採用は、選考による ことができる。 (1)～(8) [略] <u>(9) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u> <u>(10) さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職</u> (11) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が試験によることが不適當であると認める職	(選考による採用) 第10条 次に掲げる職への採用は、選考による ことができる。 (1)～(8) [略] (9) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が試験によることが不適當であると認める職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第2号

さいたま市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の地域手当に関する規則（平成19年さいたま市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。	附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。 <u>(教職員給与条例第14条第3項の規定による地域手当の支給割合)</u> 2 教職員給与条例附則第17項の規定により読み替えられた教職員給与条例第14条第3項の人事委員会規則で定める割合は、100分の13（次に掲げる教職員にあっては、100分の15）とする。 <u>(1) 教職員給与条例別表第1ア教育職給料表(1)の適用を受ける高等学校に勤務する教育職員</u> <u>(2) 教職員給与条例の施行の日以前に職員給与条例別表第2イ医療職給料表(2)の適用を受けていた栄養士で教職員給与条例の施行の日以後引き続き教職員給与条例別表第2学校栄養職給料表の適用を受けることとなったもの</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第3号

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(派遣先団体) 第2条 条例第2条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] <u>(9) 公益財団法人さいたま市スポーツ協会</u> (10)～(14) [略] <u>(15) 一般社団法人さいたまスポーツコミッション</u> 2 [略]	(派遣先団体) 第2条 条例第2条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める団体は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>公益財団法人さいたま市体育協会</u> (10)～(14) [略] 2 [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長事務部局	(1) 局長、本部長、会計管理者、 <u>総合政策監、情報統括監</u> 、危機管理監、医務監、部長、公室長、室長、広報監、行政管理監、次長及び課長 (2)～(20) [略]	市長事務部局	(1) 局長、本部長、会計管理者、総合政策監、 <u>危機管理監</u> 、医務監、部長、公室長、室長、 <u>広報監、情報統括監</u> 、行政管理監、次長及び課長 (2)～(20) [略]
教育委員会	(1)、(2) [略] (3) 校長、 <u>副校長</u> 及び教頭 (4)～(8) [略]	教育委員会	(1)、(2) [略] (3) 校長及び教頭 (4)～(8) [略]
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第5号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休職の期間の通算)</p> <p>第5条 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職処分（次に掲げる傷病によるものを除く。以下この項において同じ。）に付された職員が、復職を命じられた日から<u>1年</u>以内に同号の規定により再度の休職処分に付された場合は、当該再度の休職処分による休職の期間は、前の休職の期間に通算する。</p> <p>(1) <u>がんその他の悪性新生物</u></p> <p>(2) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(休職の期間の通算)</p> <p>第5条 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職処分に付された職員が、復職を命じられた日から<u>6月</u>以内に同号の規定により再度の休職処分に付された場合は、当該再度の休職処分による休職の期間は、前の休職の期間に通算する。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第5条第1項の改正（「6月」を「1年」に改める部分を除く。）及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第1項の改正（「6月」を「1年」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定により休職処分に付された職員に対するこの規則による改正後のさいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施

行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項（「6月」を「1年」に改める部分を除く。）の規定の適用については、当該職員が復職を命じられた日から法第28条第2項第1号の規定により再度の休職処分に付されない期間が6月を経過するまでの間は、改正後の規則第5条第1項（「6月」を「1年」に改める部分を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成31年10月1日前に法第28条第2項第1号の規定により休職処分に付された職員に対する改正後の規則第5条第1項（「6月」を「1年」に改める部分に限る。）の規定の適用については、当該職員が復職を命じられた日から法第28条第2項第1号の規定により再度の休職処分に付されない期間が6月を経過するまでの間は、改正後の規則第5条第1項（「6月」を「1年」に改める部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市人事委員会規則第6号

さいたま市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の退職管理に関する規則（平成28年さいたま市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(内部組織の長に準ずる職) 第4条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。 (1)～(13) [略] <u>(14) 情報統括監</u> <u>(15) 危機管理監</u>	(内部組織の長に準ずる職) 第4条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。 (1)～(13) [略] <u>(14) 危機管理監</u>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第7号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表		別表第1（第3条関係） (1) 行政職給料表職務分類表	
職務の級	職務	職務の級	職務
[略]		[略]	
4級	(1) [略] (2) <u>高等学校又は中等教育学校の事務室長の職務</u> (3) [略]	4級	(1) [略] (2) 高等学校の事務室長の職務 (3) [略]
[略]		[略]	
7級	(1) [略] (2) <u>広報監又は行政管理監の職務</u>	7級	(1) [略] (2) <u>広報監、行政管理監又は情報統括監の職務</u>
8級	<u>総合政策監、情報統括監又は危機管理監の職務</u>	8級	<u>総合政策監又は危機管理監の職務</u>
備考	[略]	備考	[略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。